

佐久市告示第76号

「佐久市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱」

をここに告示する。

令和8年 5月27日

佐久市長 柳田清二

## 佐久市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

佐久市地域おこし協力隊設置要綱（平成28年佐久市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項に次のただし書を加える。

ただし、地域協力活動として地場産業等に従事する隊員が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、任期終了後に当該地場産業等に係る起業又は事業承継を行うため、3年を超えて当該地域協力活動を行うことを希望し、市長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、2年を上限として延長することができる。

- (1) 地域における存続、承継が必要なものとして市長が認める地場産業等に係る起業又は事業承継を行うこと。
- (2) 起業をする場合は1人以上の新規雇用を行うこと、又は事業承継をする場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。
- (3) 市内に定住し、かつ、市内で起業又は事業承継を行うこと。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

佐久市告示第77号

「佐久市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱」

をここに告示する。

令和8年 5月27日

佐久市長 柳田清二

## 佐久市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐久市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱（平成30年佐久市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「起業・事業継承」を「起業又は事業承継」に改める。

第2条第1項第2号中「1年」を「3年」に改め、同条第2項第1号中「の任用期間」を「活動した期間」に改める。

第3条中「起業する事業又は引き継ぐ事業」を「起業又は事業承継する事業」に改める。

第4条中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

(6) 経営改善に向けた専門人材の活用に要する経費

(7) 新商品開発、新技術導入等による付加価値向上に要する経費

(8) 従業員の育成又は能力開発に要する経費

第5条第1項ただし書中「補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるもの」を「起業の場合は1人以上の新規雇用、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数の維持を行った場合にあつては、200万円を上限」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

佐久市告示第78号

「佐久市がん検診推進事業実施要綱」

をここに告示する。

令和8年 5月27日

佐久市長 柳田清二

## 佐久市がん検診推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱（平成30年3月28日健発0328第20号厚生労働省健康局長通知）に基づき、特定の年齢に達した者に対し、佐久市が検診の実施を委託した医療機関等（以下「委託医療機関等」という。）による検診に要する費用（以下「一部負担金」という。）が無料となるクーポン券（以下「クーポン券」という。）を配布することにより、子宮頸がんに関する正しい知識の普及と検診の促進を図ることを目的とするがん検診推進事業（以下「推進事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 推進事業の対象者（以下「対象者」という。）は、子宮頸がん検診を受ける女性で、平成17年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた佐久市に住所を有するものとする。

(検診の受診回数及び検診内容)

第3条 推進事業に係る子宮頸がん検診（以下「がん検診」という。）の受診回数は、佐久市健康診査等事業実施要綱（平成20年佐久市告示第22号）に基づき実施するがん検診を含め、1人につき、令和8年4月1日からクーポン券の有効期限までに1回とする。

2 がん検診の実施については、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定める検診と同様に行うものとする。

(受診方法及び一部負担金)

第4条 対象者の委託医療機関等での受診方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとし、一部負担金の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、対象者が委託医療機関等に対し、一部負担金を支払った場合は、次条に定めるところにより、市長は、当該一部負担金相当額を対象者に支払うものとする。

(1) クーポン券を使用せずに委託医療機関等で受診 委託医療機関等が請求する一部負担金の額

(2) クーポン券を使用して委託医療機関等で受診 無料

- 2 対象者は、受診に際し、保険証、運転免許証その他対象者本人であることが確認できる書類を当該委託医療機関等に提示しなければならない。

(一部負担金相当額の支払手続)

第5条 前条第1項後段の規定により委託医療機関等に対して一部負担金を支払った対象者（以下「受診者」という。）は、クーポン券受領後速やかに、佐久市がん検診受診費用請求書（様式第1号）にクーポン券を添付し、市長へ提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに審査を行い、対象者であると認めたときは、佐久市がん検診受診費用支払通知書（様式第2号）により、当該受診者に通知するものとする。

- 3 受診者への一部負担金相当額の支払は、受診者の指定する金融機関の口座への振込みをもって行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。  
(失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた一部負担金相当額の支払の請求にあつては、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

（表面）

佐久市がん検診受診費用請求書

（請求先）佐久市長

次により受診したがん検診で受診医療機関等に支払った一部負担金を請求します。

なお、クーポン券を裏面に添付します。

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

請求日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

○申請（請求）者

氏名		生年月日	年 月 日
住所		電話番号	( )

○受診内容

受診年月日	年 月 日
受診した検診	子宮頸がん
受診医療機関等の名称	

○受取口座記入欄

金融機関名 <small>（ゆうちょ銀行を除く。）</small>	銀行・信組 信金・農協	支店 等名	支店 支所
名義人 カタカナ	口座 種類	普通 当座	口座番号 <small>（右詰めでご記入ください。）</small>

どちらか一方

右詰めでご記入ください。↓

ゆうちょ銀行	記号	番号	名義人 カタカナ
--------	----	----	-------------

(裏面)

無料クーポン券  
貼付欄

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

住 所  
氏 名 様

佐久市長 印

佐久市がん検診受診費用支払通知書

年 月 日付けで申請（請求）のありました、がん検診受診費用を次のとおりお支払いします。

支払金額	円		
振込予定日	年 月 日		
金融機関名			
支店等名			
口座種別		口座番号	
口座名義人			
クーポン券番号			

佐久市告示第79号

「佐久市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による  
基準該当生活介護等に係る介護給付費助成金交付要綱の一部を改正する要綱」

をここに告示する。

令和8年 5月27日

佐久市長 柳田清二

佐久市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当生活介護等に係る介護給付費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

佐久市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当生活介護等に係る介護給付費助成金交付要綱（平成19年佐久市告示第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐久市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当障害福祉サービスに係る自立支援給付費助成金交付要綱

第1条中「指定通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）」を「指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）」に、「による基準該当生活介護等」を「による基準該当生活介護及び基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）」に、「（以下「指定通所介護事業者」という。）」を「及び指定通所リハビリテーション事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）」に、「介護給付費助成金」を「自立支援給付費助成金」に改める。

第2条中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改める。

第3条中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に改める。

第4条中「指定通所介護事業（以下「指定通所介護事業」という。）」を「指定通所介護事業及び指定通所リハビリテーション事業（以下「指定通所介護事業等」という。）」に、「指定通所介護事業に」を「指定通所介護事業等に」に改める。

第5条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当生活介護等に係る介護給付費助成金交付申請書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当障害福祉サービスに係る自立支援給付費助成金交付申請書」に改める。

第6条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当生活介護等に係る介護給付費助成金交付決定通知書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当障害福祉サービスに係る自立支援給付費助成金交付決定通知書」に改める。

第7条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当生活介護等に係る介護給付費助成金交付請求書」を

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当障害福祉サービスに係る自立支援給付費助成金交付請求書」に改める。

様式第1号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当生活介護等に係る介護給付費助成金交付申請書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当障害福祉サービスに係る自立支援給付費助成金交付申請書」に改め、「㊦」を削り、「基準該当生活介護等」を「基準該当障害福祉サービス」に、「介護給付費助成事業」を「自立支援給付費助成事業」に改める。

様式第2号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当生活介護等に係る介護給付費助成金交付決定通知書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当障害福祉サービスに係る自立支援給付費助成金交付決定通知書」に、「基準該当生活介護等」を「基準該当障害福祉サービス」に、「介護給付費助成金」を「自立支援給付費助成金」に、「指定通所介護事業」を「指定通所介護事業等」に改める。

様式第3号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当生活介護等に係る介護給付費助成金交付請求書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当障害福祉サービスに係る自立支援給付費助成金交付請求書」に改め、「㊦」を削り、「基準該当生活介護等」を「基準該当障害福祉サービス」に、「介護給付費助成金」を「自立支援給付費助成金」に改める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

佐久市告示第80号

「佐久市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱」

をここに告示する。

令和8年 5月27日

佐久市長 柳田清二

## 佐久市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐久市産後ケア事業実施要綱（令和7年佐久市告示第136号）の一部を次のように改正する。

第1条中「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（令和5年6月30日付けこ成母第36号こども家庭庁成育局長通知）」を「産後ケア事業実施要綱（令和7年3月26日付けこ成母第228号こども家庭庁成育局長通知）」に改める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

佐久市告示第 8 1 号

「佐久市コウノトリ支援事業実施要綱の一部を改正する要綱」

をここに告示する。

令和 8 年 5 月 2 7 日

佐 久 市 長                      柳 田 清 二

## 佐久市コウノトリ支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐久市コウノトリ支援事業実施要綱（平成17年佐久市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号ただし書中「長野県不妊治療（先進医療）費用助成事業実施要綱（令和7年3月27日付け6保疾第1070号長野県健康福祉部長通知）」を「長野県不妊治療（先進医療）費用助成事業実施要綱（令和8年2月27日付け7疾感第1358号長野県健康福祉部長通知）」に、「長野県不育症治療支援事業実施要綱（令和7年3月27日付け6保疾第1071号長野県健康福祉部長通知）」を「長野県不育症治療支援事業実施要綱（令和8年2月27日付け7疾感第1359号長野県健康福祉部長通知）」に、「長野県不育症検査費用助成事業実施要綱（令和7年3月27日付け6保疾第1072号長野県健康福祉部長通知）」を「長野県不育症検査費用助成事業実施要綱（令和7年8月27日付け7疾感第695号長野県健康福祉部長通知）」に改める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

佐久市告示第 8 2 号

「佐久市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱」

をここに告示する。

令和 8 年 5 月 2 7 日

佐 久 市 長                      柳 田 清 二

## 佐久市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書の写し
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 空家等の管理又は活用等に関する活動の実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 市税の滞納がないことを証する書面の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

- (1) 法第23条第1項に規定する法人又は会社であること。
- (2) 法第24条各号に規定する業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められる者であること。

- (3) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者でないこと。
- (5) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 未成年者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 心身の故障により業務を適切に遂行することができない者
  - オ 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
  - カ その他市長が適当でないとする者
- (6) 必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (8) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定による指定の有効期限は、当該指定の日から起算して3年とする。

3 市長は、申請者を支援法人として指定したときは、佐久市空家等管理活用支援法人指定書（様式第2号）により、当該申請者に通知するとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び当該指定の年月日を公示するものとする。  
（名称等の変更）

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、佐久市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ佐久市空家等管理活用支援法人業務変更届出書（様式第4

号)を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定による名称等の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項及び当該変更の年月日を公示するものとする。

(業務の廃止)

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに佐久市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出があったときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務を廃止した年月日を公示するものとする。

(業務の報告)

第6条 支援法人は、法第24条各号に規定する業務の実施計画について、年度ごとに、当該年度の4月末日までに事業計画書及び収支予算書その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、法第24条各号に規定する業務の実施状況について、年度ごとに、当該年度の翌年度の5月末日までに事業報告書、収支決算書及び貸借対照表その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が法第24条各号に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該支援法人に対し、当該業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が前条の規定による命令に違反したとき、第3条第1項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、佐久市空家等管理活用支援法人指定取消書(様式第6号)により当該支

援法人に通知するとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定を取り消した年月日を公示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

（申請先）佐久市長

申請者 住所

名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

佐久市空家等管理活用支援法人指定申請書

空家等対策の推進に関する特別措置法第 23 条第 1 項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、申請します。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

佐久市長



佐久市空家等管理活用支援法人指定書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号
- 2 法人の住所
- 3 事務所又は営業所の所在地
- 4 業務内容
- 5 指定の期間
- 6 指定にあたっての要件その他の事項

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（届出先）佐久市長

空家等管理活用支援法人 名称又は商号  
代表者氏名

佐久市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第3項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

（届出先）佐久市長

空家等管理活用支援法人 名称又は商号  
代表者氏名

佐久市空家等管理活用支援法人業務変更届出書

佐久市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

（届出先）佐久市長

空家等管理活用支援法人 名称又は商号  
代表者氏名

佐久市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書

佐久市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

佐久市長



佐久市空家等管理活用支援法人指定取消書

佐久市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 8 条の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	